

令和3年10月1日～令和4年9月30日の間に  
介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える皆様へ

## 介護支援専門員更新手続きについて

研修修了後に忘れずに介護支援専門員証の更新申請を行ってください

研修を受講しただけでは、更新申請を行ったことになりません。更新手続き期間内に介護支援課に申請書が届かない場合は原則として更新をすることができませんので、ご注意ください。

その場合、介護支援専門員証は失効し、翌年度以降再研修を受講しなければ、交付は受けられません。

※ また、新しい介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員として業務を行っていた場合は登録の消除となる場合があります。

### 更新申請受付期間

#### 更新申請受付期間

有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

例: 令和4年4月10日が有効期間満了日の場合は、  
令和4年2月11日～令和4年3月10日までが提出期間です。

※ただし、令和4年3月に有効期間満了日を迎える方が多いため、3月に満了する方は、令和3年12月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、御協力をお願いします。

下記の「更新申請の手続きについて」をご確認いただき、健康福祉部介護支援課へ受付期間内に申請書類を簡易書留で提出してください。

原則として、上記期間内に更新申請を行ってください。

**更新申請受付期間終了までに研修が終了しない場合**及びその他の事由により更新申請受付期間を過ぎてから申請をする場合には、**健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当まで連絡の上、速やかに更新申請を行ってください。**

**専門員証の有効期間満了日を過ぎている、又は申請書類の提出日から専門員証の有効期間満了日まで日数が少ない場合等には、適切に更新研修を修了していたとしても更新申請を受理することができませんのでご注意ください。**

**有効期間が更新された新しい介護支援専門員証は、有効期間の満了日までに、現住所に郵送する予定です。**

(必ず手元に介護支援専門員証の写しを保管して置いてください。)

**【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】**

**更新申請受付期間** 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新申請期間
令和3年 8 月 1 日 ～ 令和3年 8 月 31 日	令和3年 6 月 11 日 ～ 令和3年 7 月 10 日
令和3年 9 月 1 日 ～ 令和3年 9 月 30 日	令和3年 7 月 11 日 ～ 令和3年 8 月 10 日
令和3年 10 月 1 日 ～ 令和3年 10 月 31 日	令和3年 8 月 11 日 ～ 令和3年 9 月 10 日
令和3年 11 月 1 日 ～ 令和3年 11 月 30 日	令和3年 9 月 11 日 ～ 令和3年 10 月 10 日
令和3年 12 月 1 日 ～ 令和3年 12 月 31 日	令和3年 10 月 11 日 ～ 令和3年 11 月 10 日
令和4年 1 月 1 日 ～ 令和4年 1 月 31 日	令和3年 11 月 11 日 ～ 令和3年 12 月 10 日
令和4年 2 月 1 日 ～ 令和4年 2 月 28 日	令和3年 12 月 11 日 ～ 令和4年 1 月 10 日
令和4年 3 月 1 日 ～ 令和4年 3 月 31 日	令和3年 12 月 1 日 ～ 令和4年 2 月 10 日 ※申請予定者多数のため、令和3年 12 月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、ご協力をお願いします。
令和4年 4 月 1 日 ～ 令和4年 4 月 30 日	令和4年 2 月 11 日 ～ 令和4年 3 月 10 日
令和4年 5 月 1 日 ～ 令和4年 5 月 31 日	令和4年 3 月 11 日 ～ 令和4年 4 月 10 日
令和4年 6 月 1 日 ～ 令和4年 6 月 30 日	令和4年 4 月 11 日 ～ 令和4年 5 月 10 日
令和4年 7 月 1 日 ～ 令和4年 7 月 31 日	令和4年 5 月 11 日 ～ 令和4年 6 月 10 日
令和4年 8 月 1 日 ～ 令和4年 8 月 31 日	令和4年 6 月 11 日 ～ 令和4年 7 月 10 日
令和4年 9 月 1 日 ～ 令和4年 9 月 30 日	令和4年 7 月 11 日 ～ 令和4年 8 月 10 日

**更新研修を受講せず、更新をしない場合の手続きについて**

現在お持ちの介護支援専門員証は失効します。失効した介護支援専門員証は県に返納しなければなりません。

更新研修を受講せず更新申請をしない場合は、下記の書類を有効期間満了後 10 日以内に介護支援課あてに郵送してください。

- 1 介護支援専門員証返納について(参考様式)
- 2 介護支援専門員証の原本

提出前に必ず確認！

# 更新申請の手続きについて

☆下記の書類を健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当あてに **簡易書留** で郵送してください。

☆提出書類は**角2封筒に入れ**、封筒の表面に「**介護支援専門員更新申請**」と**朱書き**してください。

確認欄	更新のみ	更新+住所変更	更新+氏名変更	更新+住所・氏名変更	提出書類	留意点
	○	○	○	○	(様式第8号)介護支援専門員証更新申請書	記載例を確認のうえ、必要事項を記入してください。
	○	○	○	○	長野県収入証紙 2,700円分	収入印紙と間違えないようにご注意ください。
	○	○	○	○	介護支援専門員証の <u>原本</u>	※写しを手元に保管しておいてください。 (新しい介護支援専門員証は、有効期間満了日に発送します。)
	○	○	○	○	写真2枚	縦 3.0cm×横 2.4cm で顔のサイズが 2cm 程度のものをご用意ください。 <b>※ 写真は、小袋に入れるなどしてから封筒に入れてください。</b> 1枚は申請書に貼り付け、もう1枚は写真の裏面に氏名、介護支援専門員登録番号を記入して封筒に同封してください。
	○	○	○	○	介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ、又は主任介護支援専門員更新研修の修了証の <u>写し</u>	<u>介護支援専門員更新研修(有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に修了したもの)、</u> <u>介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ(有効期間内に修了したもの)</u> ※Ⅰのみでは不可。ただし、2回目以降の更新の場合はⅡのみで可。 <u>主任介護支援専門員更新研修(有効期間内に修了したもの)</u> ※ 上記の研修を修了していなければ、更新できません。

＜住所、氏名に変更がある場合のみ＞						
	不要	○	○	○	(様式第5号)介護支援専門員資格登録簿登録事項変更届出書兼書換交付申請書	更新申請書と同時に申請できます。 その場合、書換交付に係る収入証紙 1700 円分と写真 2 枚の添付は不要です。 (更新申請書には収入証紙 2700 円分と写真 2 枚が必要です。)
	不要	○	不要	○	住民票	コピー不可
	不要	不要	○	○	戸籍抄本	コピー不可

(注)更新手続き中は介護支援専門員証が手元にない状態になりますので、新しい証が届くまでの間、更新申請前の介護支援専門員証の写しを各自で保管してください。

☆ 申請様式については、県のホームページに掲載します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

### 介護支援専門員証の更新申請等の提出先及び問い合わせ先

長野県健康福祉部介護支援課サービス係 介護支援専門員登録担当

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話:026-235-7121 FAX:026-235-7394

ホームページ:<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kaigo/index.html>

E-mail [kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp)

※ 提出書類は角2封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。

※ 介護支援専門員の登録事項の変更(氏名、住所)、介護支援専門員証の紛失の際の再交付、介護支援専門員の(他の都道府県への移転)登録移転については、健康福祉部介護支援課へお問い合わせ下さい。

更新についての個別通知は行いませんので、各自でご確認いただくようお願いします。

令和3年10月1日～令和4年9月30日の間に  
介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える皆様へ

## 介護支援専門員更新研修について

介護支援専門員とは介護支援専門員証の交付を受けている方をいいます。

介護支援専門員証の有効期間満了日が過ぎると、**介護支援専門員として業務に従事することはできません。**(介護支援専門員であることをもって従事する居宅介護支援事業所の管理者や生活相談員、認定調査員等の業務もできません。)

また、研修を受講しても新しい介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員として業務を行った場合は、登録の消除となる場合があります。

介護支援専門員証の有効期間は5年です。

交付された介護支援専門員証に有効期間満了日が記載されます。

介護支援専門員証の更新のためには、更新研修を修了しなければなりません。

**有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に研修修了日がある更新研修を受講する必要があります。**

有効期間を更新するためには一定の研修を修了した上で、更新申請を行う必要があります。介護支援専門員としての実務経験の有無によって、受講する研修が異なります。有効期間満了日以降も介護支援専門員の実務に従事される方は必ず更新研修を受講してください。

### **<有効期間満了日後、介護支援専門員の資格に基づいて従事する予定のない方>**

更新せずに有効期間を過ぎると介護支援専門員証は失効しますが、介護支援専門員の登録はされたままです。有効期間が過ぎた後であっても、実務に就こうとする前に再研修(54時間以上)を受講すれば、介護支援専門員証の交付を受けて、従事することが可能です。なお、失効した介護支援専門員証は県に返納しなければなりません。

受講すべき研修は？

① 介護支援専門員として現在実務に従事している方で初回更新の場合

- 介護支援専門員更新研修(実務経験者) 又は

介護支援専門員専門研修Ⅰ(研修時間 56 時間以上)及び介護支援専門員専門研修Ⅱ(研修時間 32 時間以上)を受講してください。

※ 専門研修Ⅰのみを修了しただけでは、更新できません。専門研修Ⅱを受講できない場合は、更新研修において未履修部分の課程(32時間)を受講して下さい。

② 介護支援専門員証の更新が2回目以降の場合

更新研修(実務経験者)【2回目以降更新者】を受講してください。

※介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合、当該更新研修をもって介護支援専門員証の更新申請を行うことが可能です。

③ 介護支援専門員の実務に従事した経験が全くない方

- 介護支援専門員更新研修(実務未経験者) (54 時間以上) を受講してください。

**注意**

**研修の日程等に関して個別通知は行いませんので、  
研修の受講を希望する場合は、長野県社会福祉協議会へお問合せ下さい。**

(注)有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に研修修了日がある研修を修了してください。

長野県内の介護支援専門員の研修に関するお問合せ・申込先

**長野県社会福祉協議会**

〒380-0928 長野市若里7-1-7

電話:026-226-2000 FAX:026-227-0137

ホームページ:<http://nsyakyo.or.jp/>

## 【 注意喚起 】

介護支援専門員証を更新する方は、更新手続きを忘れずに！

～介護インフォメーション' 19 Vol. 9 (R1. 12. 20 発行) から抜粋～

介護支援課サービス係

介護支援専門員証の有効期間及び更新については、介護保険法第 69 条の 8 及び同法施行規則第 113 条の 26 に定められています。

有効期間満了後、更新手続きを行わず、新しい介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員として業務に従事し、情状が特に重い場合は、登録の消除となり、介護支援専門員として業務に従事することができなくなりますので、改めて有効期間を確認いただき、必ず介護支援専門員証の更新手続きを行うようお願いいたします。

なお、介護支援専門員証を更新するには、所定の研修を受講するのみでは、更新手続きを行ったことになりません。特に主任介護支援専門員の更新研修を修了し、その主任更新研修修了証で更新をご希望される方は、主任介護支援専門員の更新研修修了証に記載のある有効期間ではなく、お手持ちの介護支援専門員証の更新時期に合わせて、更新手続きを行うようお願いいたします。

更新申請書の様式及び必要書類の詳細につきましては、長野県ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

○掲載先 URL (長野県ホームページ)

※「トップページ」→「組織案内」→「健康福祉部」→「介護支援課」→

「介護支援専門員に関するお知らせ」→

「介護支援専門員の登録、介護支援専門員証交付に関する手続きについて」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/index.html>

【問合せ先】 長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係

電話：026-235-7121 (直通)

FAX：026-235-7394